

【安心】5. 安全・安心を実感できる暮らしの確立

(1) 犯罪に強い地域社会の確立

■ 現状と課題

- ・県下の刑法犯認知件数は平成16年以降減少を続けているものの、県民を不安に陥れる殺人などの凶悪事件の発生や高齢者を中心とした特殊詐欺被害の多発など、依然として厳しい治安情勢にあります。
- ・殺人や誘拐事件などの凶悪犯罪の前兆とみられる声掛け、つきまとい事案やストーカー・DV事案など、子どもや女性の安全を脅かす事案が多発しており、その安全確保に対して、迅速・的確な取り組みが求められています。
- ・インターネットや携帯電話等の普及による犯罪の匿名化、広域化が進み、犯人の追跡が以前よりも更に困難となっており、初動段階での事案対処能力の向上が不可欠です。
また、潜在化する暴力団に対抗するため、県民や企業が一体となった暴力団排除意識の高揚が必要です。
- ・県民の誰もが犯罪の被害者となる可能性があり、その被害については、直接的な身体的・経済的被害のほか、精神的にも多くの被害を受けるため、犯罪被害者等の視点に立った支援施策を講じることにより、権利利益の保護が図られる社会の実現が必要です。

■ これから的基本方向

- ・県と県民、事業所が一体となった地域安全活動のさらなる展開を図るほか、警察官によるパトロールの強化など総合的な犯罪抑止対策を推進します。
- ・子どもや女性、高齢者を犯罪被害から守るため、地域や関係機関と連携した取り組みを強化し、安全確保対策を推進します。
- ・科学捜査力や情報分析能力の高度化など事案対処能力を向上させるとともに、客観証拠を重視した捜査を推進し、重要犯罪や特殊詐欺など県民に不安を与える犯罪を徹底検挙します。
- ・県民や事業所と一体となった暴力団排除活動のほか、暴力団による犯罪の取締りなど組織犯罪対策を推進します。
- ・犯罪被害者等の精神的・経済的被害の回復、軽減を図り、犯罪被害者等が平穏な生活を営むための支援施策を推進します。

■ 主な取り組み

①安全・安心なまちづくりの推進

- ・地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止・検挙対策の推進
- ・街頭防犯カメラの設置促進など犯罪の防止に配慮した環境の整備
- ・自主防犯パトロール隊に対する支援等地域住民の自主的な防犯活動の促進
- ・地域住民の安全と安心のよりどころとなる交番・駐在所機能の強化

②子ども・女性・高齢者を犯罪被害から守る取り組みの強化

- ・ストーカー・DV事案等への迅速・的確な対応の強化
- ・子どもや女性に対する声掛け、つきまとい事案等への迅速・的確な対応の強化
- ・高齢者を中心とした特殊詐欺等の被害撲滅に向けた取り組みの強化

③犯罪検挙対策の推進

- ・重要犯罪等の徹底検挙に向けた初動捜査体制の強化
- ・匿名化、広域化が進む特殊詐欺検挙対策の強化
- ・科学捜査力や各種捜査支援システムの充実・強化
- ・匿名性の高いサイバー犯罪対策の強化
- ・東京オリンピック等大規模イベントを見据えた各種テロ対策の推進

④暴力団等組織犯罪対策の推進

- ・行政・県民・事業所が一体となった暴力団排除活動の推進
- ・事件検挙と行政命令を連携させた取締りの強化と暴力団離脱者への支援活動の推進
- ・暴力団関係企業や共生者などの検挙による人的遮断と資金源遮断

⑤犯罪被害者等支援施策の推進

- ・総合的な対応窓口の充実・強化など犯罪被害者等への支援施策の推進
- ・犯罪被害者等のニーズに即した情報提供や助言などきめ細かい支援
- ・公益社団法人大分被害者支援センターが行う活動への必要な支援の充実
- ・犯罪被害者等を地域社会で支援していく気運の醸成

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
刑法犯認知件数	5,384件	4,600件以下	4,000件以下

【安心】5. 安全・安心を実感できる暮らしの確立

(2) 人に優しい安全で安心な交通社会の実現

■ 現状と課題

- ・交通事故件数や負傷者数は減少傾向にあるものの、高齢化の進展に伴い、高齢者が当事者となる死亡事故が多発しています。
- ・交通死亡事故の多くが脇見運転など基本的な交通ルールを守らないことから発生しており、ドライバーの安全運転意識の高揚が重要です。
- ・全国的に危険ドラッグを使用したドライバーによる悲惨な交通事故が発生しているほか、依然として飲酒運転による交通事故が発生しています。
- ・高速道路網の整備により、観光客や物流など交通量の増加が見込まれ、交通渋滞や高速道路での重大事故の発生が危惧されています。

■ これから的基本方向

- ・県民に対するシンプルでインパクトのある広報啓発に努め、高齢者等の交通事故防止対策を始め、県民一人ひとりの交通安全意識を高揚させる方策を推進します。
- ・交通事故原因の分析高度化により、事故の発生実態を詳細に分析し、交通事故多発場所・路線・時間帯等における交通事故抑止に資する交通指導取締りを一層推進します。
- ・高速道路も含めた交通の安全と円滑を図るため、道路管理者等の関係機関・団体と連携を強化し、交通安全施設などを計画的に整備します。

■ 主な取り組み

①交通安全意識の高揚

- ・行政の枠組みを超えた関係機関・団体と連携した総合的な高齢者対策の推進
- ・交通安全意識高揚に向けた県民総参加の交通安全活動の推進
- ・参加・体験型の段階的・体系的な交通安全教育の推進
- ・家庭、学校、事業所、地域などにおける啓発活動の充実
- ・交通安全情報など県民に対する分かりやすい情報発信

②交通秩序の確立

- ・交通事故の実態を踏まえた交通指導取締りと情報発信
- ・飲酒運転や危険ドラッグ使用による運転など悪質・危険な運転行為の根絶に向けた取り組みの強化
- ・良好な自転車交通秩序を実現するための施策推進

③交通環境の整備

- ・高齢歩行者、障がい者、自転車利用者等誰もが安心して利用できるユニバーサルデザインの考え方を踏まえた信号機等交通安全施設や歩道の整備推進
- ・生活道路、通学路及び事故危険箇所等を対象とした交通安全施設等の重点的な整備推進
- ・交通管制システムや信号機の高度化による安全で円滑な交通環境の整備推進
- ・道路管理者と連携した各種安全対策の推進

④交通事故被害者等支援の充実

- ・交通事故被害者等に対する交通事故相談及び交通遺児等に対する支援の充実

■ 目標指標

指標名	基準値 (H 26年度)	目標値	
		H 31年度	H 36年度
交通事故死者数	56人	40人以下	35人以下
交通事故死傷者数	6,670人	6,000人以下	5,500人以下

【安心】5. 安全・安心を実感できる暮らしの確立

(3) 消費者の安心の確保と動物愛護の推進

■ 現状と課題

- ・商品やサービスの多様化により、高齢者や若者を狙った巧妙な手口の悪質商法やネットトラブルに関する苦情相談は複雑多様化、深刻化しており、相談体制の充実が求められています。
- ・消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的・合理的に行動することができるよう学校、地域、家庭、職域などさまざまな場における消費者教育の推進が求められています。
- ・さまざまな消費者のニーズに対応する商品やサービスの安全・安心を確保するため、事業者に対する監視指導の強化を図ることが必要です。
- ・入浴施設や理美容所などの生活衛生関係施設の営業形態は多様化するとともに、レジオネラ症患者が年々増加するなど、生活衛生に関する新たな健康被害や苦情、感染症に対する迅速で的確な対応が求められています。
- ・動物の愛護及び管理に関する法律の改正などにより、人と動物が共生する社会の実現が求められています。

■ これから的基本方向

- ・消費者被害の未然防止及び拡大防止のため、被害情報の早期把握や消費者の特性に配慮した情報提供をするとともに、地域において消費者団体や福祉関係団体などが連携し、高齢者が消費者被害に遭わないよう見守る体制づくりを推進します。
- ・ライフステージに応じた消費生活に関する教育を関係機関と連携して体系的に推進します。
- ・消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を確保するとともに消費者の利益を守るために、公正な消費者取引や安全・安心な商品・サービスの提供の確保を推進します。
- ・市町村をはじめ消費者団体など関係機関との連携・協働により、地域に根ざした消費者主体の取り組みを推進します。
- ・県民生活に密着した生活衛生関係施設を安心して利用できるよう、衛生水準の向上に努めます。
- ・飼い主の飼育マナーの徹底や犬・猫の譲渡、不妊去勢などの取り組みを推進し、放棄される犬・猫の殺処分を減らすとともに、「犬・猫など身近にいる動物と人が共生する社会の実現」をめざします。

■ 主な取り組み

①消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

- ・高齢消費者の被害防止に向けた地域の見守りの促進
- ・若者や高齢者に対する消費者教育・啓発の推進
- ・相談員の養成・資質向上研修などによる相談体制の強化
- ・取引行為等の適正化に向けた事業者指導等の強化

②市町村や消費者団体等との連携・協働

- ・相談員資質向上研修など市町村の消費生活相談体制の充実に向けた支援
- ・市町村の消費者啓発に携わる人材の育成支援
- ・消費者団体などの自主的活動への支援

③生活衛生関係施設の衛生水準の向上

- ・衛生講習会や試験検査による感染症対策の強化と迅速・的確な監視指導の実施
- ・生活衛生関係団体と連携した自主衛生管理体制の充実

④動物愛護啓発の推進

- ・犬・猫の譲渡や動物愛護教育などの中心的機能を担う動物愛護拠点施設の整備推進
- ・動物の所有者明示やしつけ、猫の室内飼育など動物の適正飼育の推進
- ・動物愛護推進員などと連携した動物愛護教育、動物由来感染症の知識の普及啓発の推進
- ・譲渡する犬・猫の不妊去勢手術や負傷時の治療の推進
- ・飼い主のいない猫の繁殖抑制対策の推進
- ・大規模災害時の被災動物対策の推進

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
消費生活相談あっせん解決率 (県・市町村)	93.6%	95.1%	96.4%

【安心】5. 安全・安心を実感できる暮らしの確立

(4) 食の安全・安心の確保

■ 現状と課題

- ・食材偽装、食品への異物混入等の食品に係わる問題が次から次に発生しており、食品に対する不安や不信感を払拭し、安心と信頼の確保が重要になっていきます。
- ・食中毒、食物アレルギー等による健康被害が発生しています。健康被害を最小限に抑えるには、生産から消費に至るまでのフードチェーンの各段階での対策が必要です。
- ・県内企業が食品を輸出する際、特に水産・畜産食品では米国やEUなどから求められる衛生基準が高く、施設整備や国際的な衛生管理手法（H A C C P）による対応が必要です。

■ これから的基本方向

- ・県民が安心して食生活を送るために、生産から消費に至る各段階で、関係機関が連携し、食の安全・安心の確保の取り組みを推進します。
- ・食品関連事業者に対して監視を強化するとともに、H A C C P の導入を促進し、健康被害の未然防止を行うとともに、被害を最小とするために、危機管理体制の整備を推進します。
- ・食品に意図的に毒物等を混入させる事を防ぐフードディフェンス対策を行うなど、新たな課題に対応した取り組みを行います。
- ・農林水産物の生産工程の見える化を通じて、安全・安心な供給体制を整備します。

■ 主な取り組み

①食の安全・安心の確保対策の推進

- ・「大分県食の安全・安心推進条例」に基づく食品安全行動計画の実施
- ・食に関する適切な情報提供及びリスクコミュニケーションによる正しい知識の普及
- ・食品表示法に基づく表示の適正化の推進と偽装表示対策チーム等による監視指導の強化

②食品関連事業者などに対する衛生管理体制の推進

- ・H A C C P の考え方に基づく、衛生管理体制の普及と指導の強化
- ・フードディフェンス対策としての製造工程のリスク管理体制の普及と指導の強化
- ・輸出を行う食肉・水産物等処理事業場等への H A C C P の導入促進と監視により衛生を確保
- ・食品衛生監視、指導及び啓発による食中毒防止対策の推進
- ・製造所、飲食店、量販店等の事業者に対し、関係機関と連携した研修会開催等による異物混入防止対策の推進

③安全・安心な農林水産物の供給体制の充実

- ・安全・安心な農産物を県が認証する「安心いちばんおおいた産農産物認証制度」の普及、定着
- ・G A P（生産工程管理）やトレーサビリティシステムの普及・拡大による安全・安心の見える化
- ・化学農薬の使用量を減らす I P M（総合的病害虫管理）などの推進

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年	H36年
食中毒発生件数	11件	10件	9件

【安心】5. 安全・安心を実感できる暮らしの確立

(5) 健全な食生活と地域の食をはぐくむ食育の推進

■ 現状と課題

- ・栄養の偏りや食習慣の乱れなどによる生活習慣病の増加が社会問題となっています。また、ライフスタイルの変化により孤食や個食が増え、基本的な食事マナーの低下や、食に関する感謝の気持ち、食を大切にする心の希薄化など、食を取り巻く多くの課題が発生しています。
- ・地域の伝統ある食文化を伝える機会が減少し、食文化の衰退が懸念されることから、家庭や地域において郷土料理や伝統料理の継承の機会を増やす必要があります。
- ・都市化やライフスタイルの変化により、農林水産物の生産現場に対する消費者の関心が薄れています。
- ・いつでも食べ物が手に入る飽食の時代の中、食べ残しや食品廃棄物の増加が問題となっています。

■ これからの基本方向

- ・食に関するさまざまな体験活動を県民運動として推進することで、生涯にわたつて健全な食生活を実践できる県民を育成し、県民の心身の健康増進をめざします。
- ・地域の特性を生かした食生活や伝統的な食文化の伝承と発展に取り組みます。
- ・生産現場と消費者をつなぐ地産地消を通じて、食への理解促進に取り組みます。

■ 主な取り組み

①健全な食生活を実現できる県民の育成

- ・家庭・学校・地域で連携し、「自分で作る“おおいた食の日”」を県民運動として推進
- ・大学や事業所等と連携し、青・壮年期における健全な食生活の実現に向けた取り組みの推進
- ・地域の食材を生かしたヘルシーメニューの取り組みの促進

②魅力あふれる「地域の食」づくり

- ・世代間の交流やツーリズム活動を通じた、地域の食文化の伝承と情報発信
- ・農作業体験や学校給食での地域食材の利用などを通じた、地域の農林水産物への理解促進
- ・地域食材の活用、エコクッキング、食品循環資源の活用などの取り組みを通じた環境に配慮した食生活の実現

③食育の普及啓発

- ・食に触れ、自ら体験し、食を感じることができるわかりやすい取り組みを通じた食育の普及啓発の推進
- ・食育に関する施策を効果的に実施するため、関係部局等と連携した食育イベントなどによる食育の普及啓発の推進

■ 目標指標

指標名	基準値 (H26年度)	目標値	
		H31年度	H36年度
朝食を毎日食べる児童・生徒の割合（小5）	90.0%	92.5%	95.0%